

2025年4月1日

JTB グループ OB・OG 会関東支部パソコン同好会会則

(設立と名称)

第1条 この会は、2003年7月1日に設立し、JTB グループ OB・OG 会関東支部パソコン同好会（以下「通称 PC 同好会」という）と称する。

(目的)

第2条 この会はパソコンを媒体として会員相互の親睦を深め、楽しみを求めつつパソコン操作技術の向上を図ることを目的とする。

(会の活動)

第3条 この会は、第2条の定める目的を遂行するため、次の事項に関する行動を行う。パソコン技能の向上に寄与する。

JTB グループ OB・OG 会関東支部会員の希望者に対して実費にて教育訓練を実施することが出来る。

JTB グループ OB・OG 会に寄与する関連事項等については、必要に応じて協力または適切に対応する。

- (1) 例会を毎月原則4週目の木曜日に実施する。
- (2) 総会を年一回4月に開催する。
- (3) その他、この会の運営上の重要事項に対しては、会員の協力を得て対処する。

(事務局)

第4条 この会は、〒110-0005 台東区上野 1-10-12 商工中金・第一生命上野ビル7階

JTB グループ OB・OG 会関東支部の事務局内に置く。

(会員構成)

第5条 この会は、JTB グループ OB・OG 会関東支部の会員が PC 同好会の目的に賛同し、同好会員相互にメールアドレスを公開し、年会費を納入した有志で構成をする。

(常任委員)

第6条 この会は、常任委員（会長1名、副会長1～2名、会計1名）を選出したうえで、会の運営、会務報告等を担務とする。

(会費)

第7条 年会費については、次のように定める。

- (1) 会費は、年間1千円とし、口座を郵便局に開設する。
- (2) 年度のいずれの時期でも入会することが出来る。
但し入会時期にかかわらず、年会費1千円とする。
振込手数料は免除。年度内の退会は、返金しない。
- (3) 年会費は、同好会の通信費、消耗費等の事務経費に充当する。
- (4) 会計年度での預金残額は、翌年度に繰り越すことを原則とする。

(会計年度)

第8条

1. 毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わるものとする。
2. 会計年度終了後は監査を受け、会員に対し総会において、会計報告をする。

(その他事項)

第9条

この会則は2003年7月1日のPC会発足に伴う会則の改訂として
2025年4月1日から発効する。

以上

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

代表者：〒235-0023 横浜市磯子区森 4-10-16-511 佐藤 三男 ㊞